

前進するアベノミクス



最新の進展と安倍政権のこれまでの成果

2014年4月

1. アベノミクス「第3の矢」に関する 最近の進展

アベノミクス、成果続々！

■ 近年まれに見る水準の給料アップが実現

今年の春闘では、政労使会議で取りまとめた経済の好循環実現に向けた共通認識などを踏まえた議論を労使が重ねた結果、4月1日の連合公表資料によると、月例賃金について、1人あたりの平均賃上げ率が2.20%（昨年同時期：1.80%）、一時金についても、年間分の月数回答で5.19ヵ月（同：4.62ヵ月）となり、賃上げの動きが力強く広がっている。

■ 法人実効税率の引き下げが実現

4月から法人実効税率を2.4%引き下げる法案が、国会審議を経て可決・施行。

■ 平成25年度補正予算・平成26年度予算の早期実施

消費税率引上げによる景気下振れリスク等への対応に万全を期すため、平成25年度補正予算及び平成26年度予算について、具体的な数値目標※のもとで早期に実施。

※ { 25補正(3.4兆円) : 6月末までに7割程度、9月末までに9割程度
26当初(12兆円) : 6月末までに4割以上、9月末までに6割以上

また、関係する地方公共団体・機関に対しても協力を要請。

■ 国家戦略特区の指定区域案を提示(P4)

2014年3月、第1弾として、東京圏、関西圏、新潟県新潟市、兵庫県養父市、福岡県福岡市、沖縄県の6区域の特区指定案を提示。

また、雇用ルールが不透明であるとの海外企業の懸念に対応するため、裁判例に基づき「雇用ガイドライン(指針)」を策定。

■ 建設分野における外国人材の活用(P5)

復興事業や2020年東京オリンピック・パラリンピックによる建設需要の増大に対応するため、建設分野において外国人材を活用する緊急措置(2020年度で終了)を決定。

「国家戦略特区」の創設

- 内閣総理大臣主導で、国の成長戦略を実現するため、大胆な規制改革等を実行するための突破口として、国家戦略特区を創設。そのための法的枠組みが2013年秋の臨時国会で成立。
- 2014年3月、第1弾として、東京圏、関西圏、新潟県新潟市、兵庫県養父市、福岡県福岡市、沖縄県の6区域の特区指定案を提示。
- これら区域では、具体的な事業計画について、早いものは夏までに国・自治体・民間が一体となってまとめる予定。

国家戦略特区における規制改革の例

【各区域のプロジェクト目標】

国際ビジネス、イノベーションの拠点
(東京圏)

医療等イノベーション拠点、
チャレンジ人材支援(関西圏)

創業のための雇用改革拠点
(福岡県福岡市)

大規模農業の改革拠点
(新潟県新潟市)

中山間地農業の改革拠点
(兵庫県養父市)

国際観光拠点
(沖縄県)

【実施が見込まれる規制改革の例】

容積率や都市計画に関する規制の特例
(容積率の緩和、都市計画等の許認可手続きのワンストップ化)

雇用条件の明確化(※)

国際医療拠点における外国医師の診察、
外国看護師の業務解禁

病床規制の特例による
病床の新設・増床の容認

農業委員会と市町村の業務分担

農業生産法人の要件緩和

入管手続の迅速化、ビザ要件の緩和

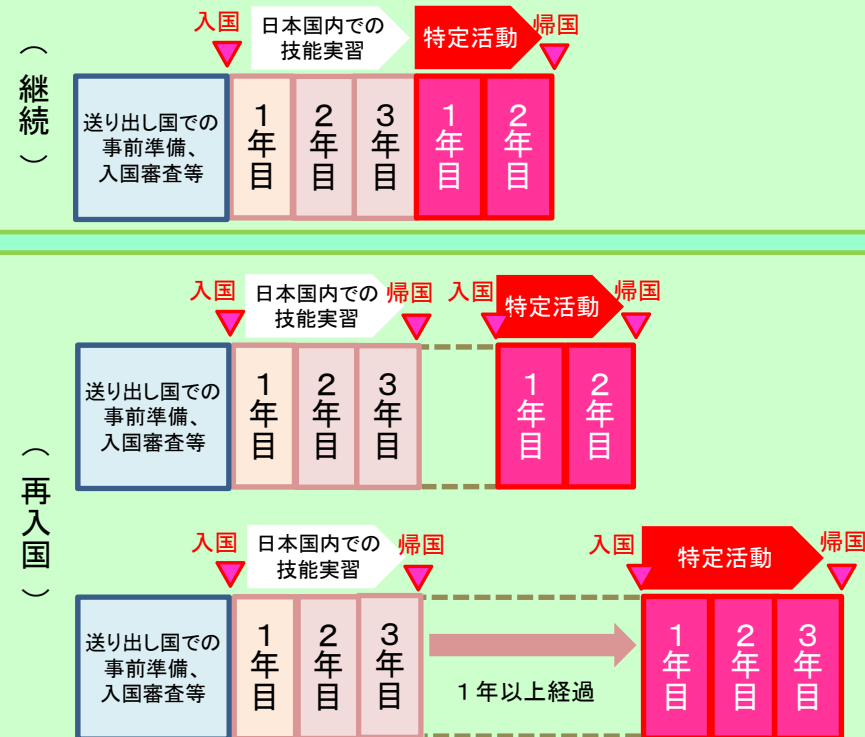
(※)雇用に係る規制改革の内容

- 雇用ルールが不透明であるとの海外企業の懸念に対応するため、裁判例に基づき「雇用ガイドライン(指針)」を策定済。さらに、労働契約がガイドラインに沿っているかどうか助言するセンターを特区ごとに設置予定。
- 高度専門知識を有する有期雇用労働者の無期転換申込権発生までの期間を見直す法案を通常国会で審議中。

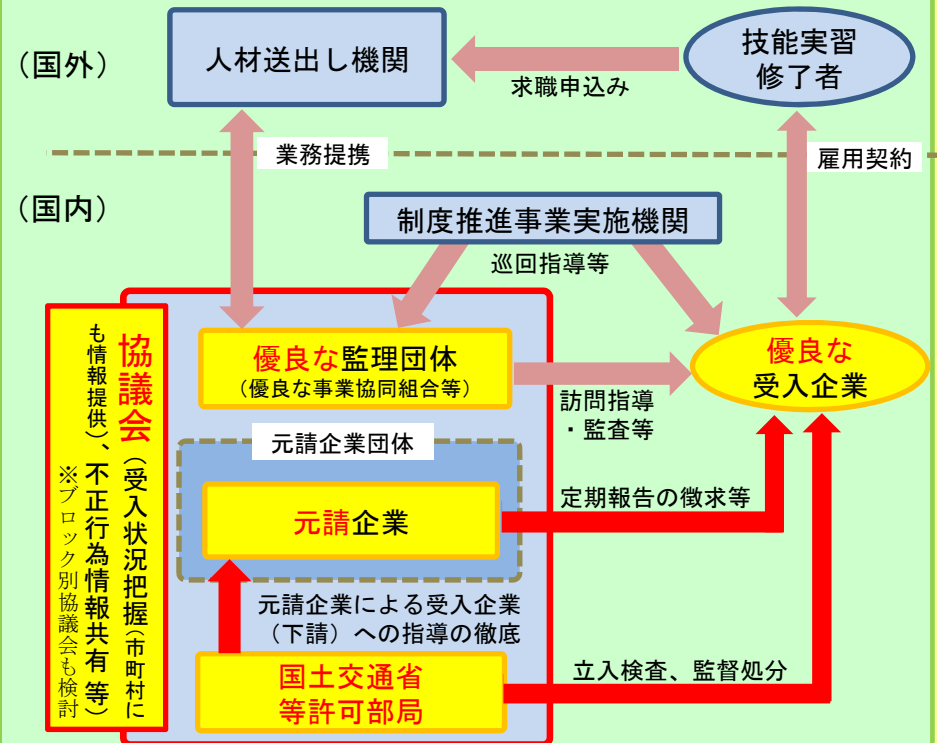
建設分野における外国人材の活用

- 復興事業の更なる加速を図りつつ、2020年オリンピック・パラリンピック東京大会の関連施設整備等による一時的な建設需要の増大に対応するため、緊急かつ時限的措置（2020年度で終了）として、国内での人材確保・育成と併せて、即戦力となり得る外国人材の活用促進を図る。
- 具体的には、建設分野の技能実習修了者について、在留資格「特定活動」にて、1年ごとの更新により最大2年以内（再入国者のうち本国に帰国後の期間が1年以上の場合は最大3年以内）、建設業務に従事できることとする。
- 今後、所要の準備を進め、平成27年度初頭からの本制度を活用した外国人材の受入れの開始を目指す。

新たな外国人材活用の流れ



新たな特別の監理体制（本図は再入国の場合）



（注）上記に加え入国管理局、労働基準当局が外国人の在留管理や受入企業等の監督等を実施

2. 安倍政権下での これまでの成果

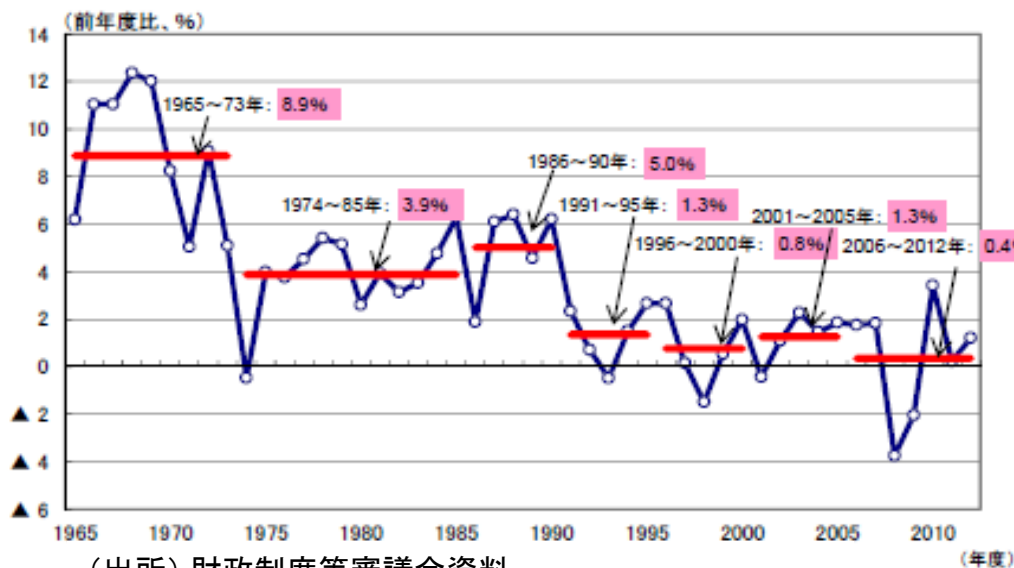
政策戦略の基本的な考え方

- 我が国はデフレからの脱却を図りながら、同時に政府債務を着実に減らそうとしている。また、我が国は、過去に例のない勢いでの高齢化とそれに伴う労働力の減少という、他に例を見ない課題に直面している。
- 安倍総理は、これらの困難な課題を克服するため、「3本の矢」と呼ばれる3つの柱からなる経済政策を導入することを決定した。「3本の矢」は大胆な金融政策、機動的な財政政策、経済構造改革からなる。
- 安倍政権発足以降の1年で、我が国の経済成長に関する指標は著しい改善を見せており、世界的に見ても成長のペースは最高レベルを示している。
- 安倍総理は、2013年10月1日に、2014年4月1日から、消費税率を現行の5%から8%に引き上げることを決めた。今後、増大が予想される社会保障費用に充てることを目的とする。同時に、税率引き上げによる経済への悪影響をなくすために、2014年4月以降に効果が発現するように、5.5兆円規模の経済対策を決定。国民に対する説明責任を履行し、消費税引上げという痛みを伴う措置について国民の支持を得ている。

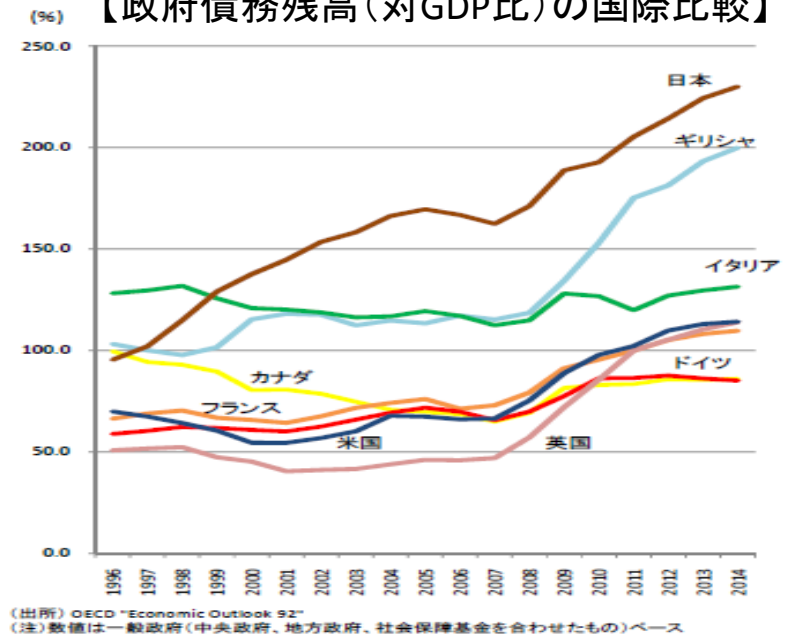
「アベノミクス」が直面する要請

- 15年以上に亘るデフレは日本経済を停滞させたばかりでなく、もっと根本的なところ、すなわち人々のマインドを冷え込ませた。人々は投資、新しいプロジェクトへのチャレンジ、事業の拡大を控えるようになり、このような傾向が悪循環となり、経済を悪化させ、若者の結婚や出産の機会を奪った。
- 長年にわたる経済低迷と膨大な政府債務残高に直面する日本経済が目指すのは、持続的経済成長と財政再建の両立。
- 政府債務残高を着実に減らし、国際公約を果たしながら、少子高齢化による財政圧力に直面する社会保障システムを維持することが必要。そのためにも、経済成長の持続が本質的な要請。

【年代ごとの実質GDP成長率の推移】



【政府債務残高(対GDP比)の国際比較】



「第1の矢」「第2の矢」の状況

- 「アベノミクス」は、まず第1の矢＝「大胆な金融政策」と第2の矢＝「機動的な財政政策」により、長年のデフレ不況による人々のマインドの萎縮を払しょくすることから着手した。

第1の矢(大胆な金融緩和) : 大胆な緩和を実施した後、現在は物価や経済情勢を注視

- 日本銀行は、2013年1月に政府との共同声明により2%の「物価安定目標 (Price Stability Target)」を導入。続く4月、「量的・質的金融緩和」を導入。
- 政府は、現在の物価の現状を「デフレ状態ではなくなりつつある」と評価。黒田日銀総裁は、「物価安定目標の実現を乱すリスクが生じれば、躊躇なく適切な政策調整を行う」と明言。

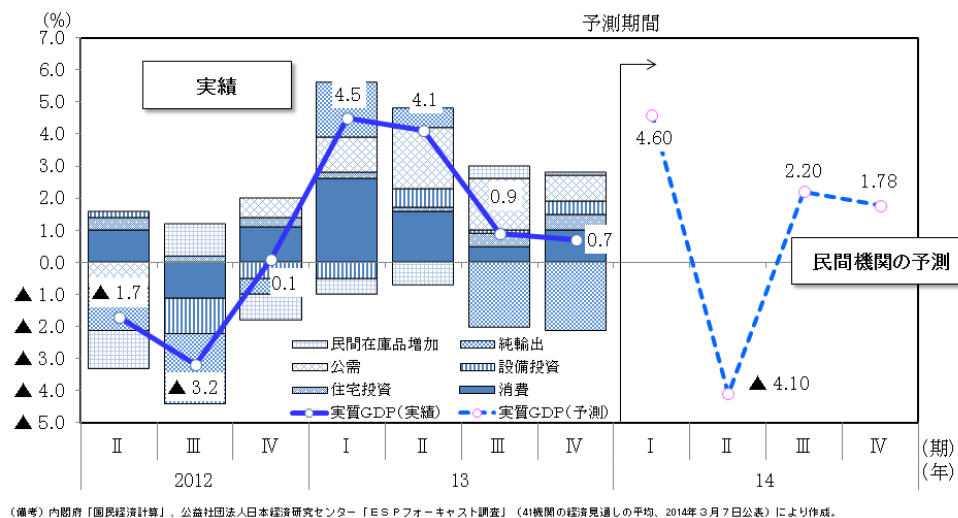
第2の矢(機動的な財政政策) : デフレ脱却・経済再生と財政健全化の両立を目指す

- 2013年1月に、追加的に約10兆円の財政支出を行い、「日本経済再生に向けた緊急経済対策」を策定(事業規模は約20兆円)。
- 2014年4月からの消費税率の引上げ(5%→8%)による経済への影響に対応するため、2013年12月に5.5兆円規模の新たな経済対策を策定(事業規模は約19兆円)。
- 同時に、2015年度におけるプライマリー赤字の半減などの財政健全化目標を堅持。新たな経済対策も追加的に国債を発行せず編成。

経済状況の好転

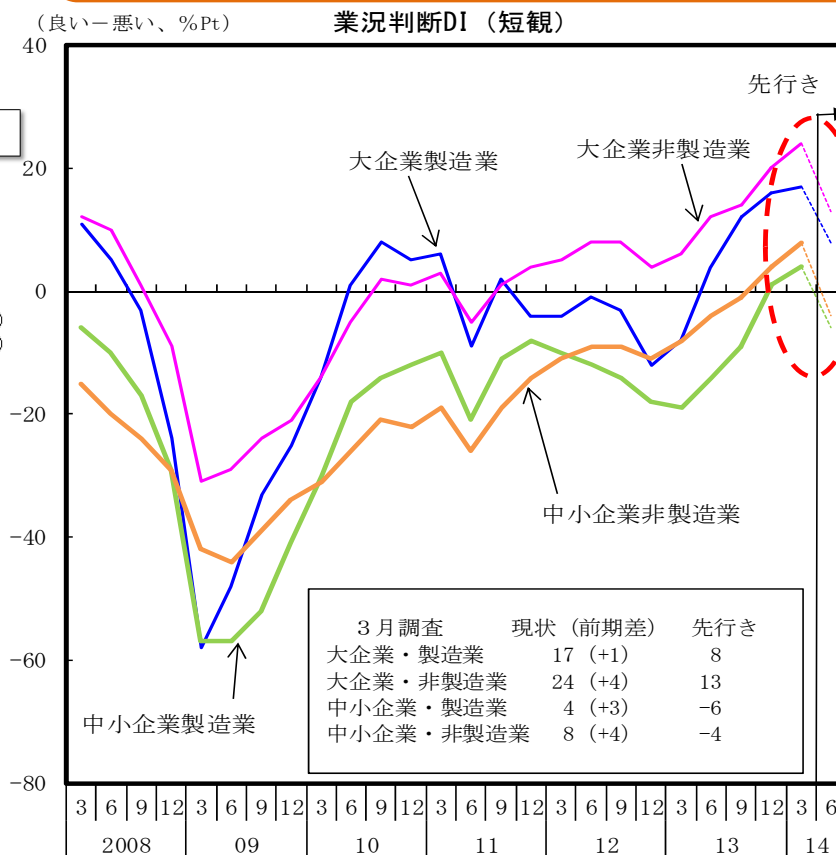
- 安倍政権成立以降、日本経済は、5四半期連続のプラス成長を実現。消費、雇用、株価など、あらゆる指標が改善。

【実質GDP成長率】

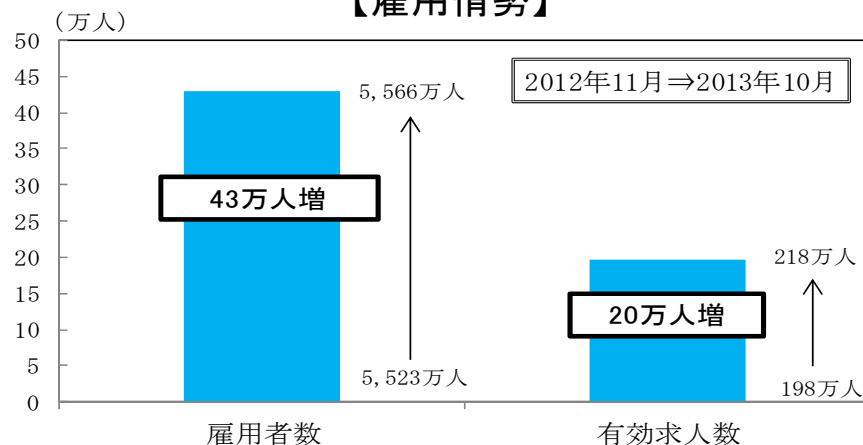


【企業の業況判断】

業況判断(現状)は、大企業・中小企業ともに、製造業では6年ぶり、非製造業では22年ぶりの高水準。



【雇用情勢】



(備考) 日本銀行「全国短期経済観測調査」により作成。

3. 「第3の矢」の基本的な考え方と 今後に向けた戦略

「第3の矢」の基本的な考え方 ①

1) 投資の促進

- 企業の投資を促し、民間活力を最大限引き出す。
 - 大胆な規制・制度改革、思い切った投資減税 等

○主要な成果目標(KPI)

- 3年間でリーマンショック前の設備投資水準(70兆円/年(昨年度63兆円))を回復。
- 開業率が廃業率を上回る状態にし、米国・英国レベルの開・廃業率10%台(現状約5%)を目指す。 等

2) 人材の活用強化

- 女性、若者、高齢者等の人材の活用を強化。
 - 女性の活躍推進、若者の就業支援 等

○主要な成果目標(KPI)

- 2020年に女性の就業率(25歳から44歳)を73%(現状68%)にする。
- 今後5年間で、失業期間6ヶ月以上の者を2割減少させ、一般労働者の転職入職率を9%(2011年:7.4%)とすることを目指す。
- 2020年までに留学生を倍増する(大学生等6万人→12万人)。 等

「第3の矢」の基本的な考え方 ②

3) 新たな市場の創出

- 世界共通の課題に取り組む中での新たな市場の創出
 - － 最新医療機器の認証の迅速化、最先端の研究開発を総合的に指揮する機関の創設 等

○主要な成果目標(KPI)

- － 健康増進・予防、生活支援関連産業の市場規模を2020年に10兆円(現状4兆円)に拡大する。
- － 医薬品、医療機器、再生医療の医療関連産業の市場規模を2020年に16兆円(現状12兆円)に拡大する。
- － 今後10年間でPPP/PFIの事業規模を12兆円(現状4.1兆円)に拡大する。 等

4) 世界経済との統合

- 日本企業の対外進出や対内直接投資の拡大を通じた世界経済との統合の推進
 - － TPP、日EU・EPA等の経済連携の推進、国家戦略特区を活用した規制改革の推進による世界で最も活動しやすいビジネス環境の実現、対内直接投資の拡大 等

○主要な成果目標(KPI)

- － 2018年までに、貿易のFTA比率70%(現状19%)を目指す。
- － 2020年までに外国企業の対内直接投資残高を現在の2倍の35兆円に拡大する。
- － 2013年に訪日外国人旅行者1000万人、2030年に3000万人超を目指す。 等

成長戦略の強化に向けて

- 今回の成長戦略の特徴は、文書を取りまとめただけで終わらず、①「実行」を最重要視するとともに、②成長戦略を「進化」させ続けること。
- このため、2014年1月に、以下の2つの文書を作成。

産業競争力の強化に関する実行計画

- 日本再興戦略に基づく施策を着実に実行していくため、「実行計画」を2014年1月に策定した。
- 「実行計画」には、主要な施策の実施期限や担当大臣を明示し、PDCAサイクルで実行を管理する。

成長戦略進化に向けた今後の検討方針

- 成長戦略の更なる「進化」を図るため、2014年年央に改訂版「成長戦略」を作成する。
- そのための中間的プロセスとして、特に雇用・人材、農業、医療・介護といった分野における構造改革について、「今後の検討方針」を産業競争力会議（議長：安倍総理）において取りまとめた。

4. 具体的な施策例

民間セクターの構造改革

- 生産性を向上させ、企業収益を高めるため、企業の事業再編を促進し、ベンチャーや新事業を生み出す仕組みを構築。
- 投資減税による法人負担の軽減などによって、積極姿勢に転じた企業を後押し。

○コーポレートガバナンスの強化

- 攻めの企業経営を後押しすべく、社外取締役を原則として導入（会社法改正案を2013年11月に国会提出）。また、東証の上場基準における社外取締役の位置づけを明確化。
- 機関投資家の受託者責任に関する原則（日本版スチュワードシップ・コード）の策定。（2014年2月）
- 収益性やコーポレートガバナンスの高さも考慮した新たな株式指数（JPX日経400）を東証等が公表。1月から算出開始。

○民間投資の活性化

- 先端設備への投資に対し特別償却または税額控除を認める仕組みを創設。

○事業再編の促進

- 収益力の向上に向け事業再編を行う場合に、リスクに備え積み立てた損失準備金を損金算入する仕組みを導入。

○チャレンジできる仕組みの構築

- 企業単位で規制特例を認める制度（企業実証特例制度）を創設。

※ 企業実証特例制度の活用が見込まれる分野の例：

燃料電池車両の実用化に向けた実証、物流用電動アシスト自転車の公道走行実証 等



2013年秋の臨時国会で「産業競争力強化法」が成立。

○ベンチャー投資の促進

- クラウドファンディングによる資金調達の仕組みを法的に位置付ける法案を今国会に提出。 16

「企業実証特例制度」「グレーゾーン解消制度」の活用が進展

- 新事業へチャレンジする事業者を後押しするため、企業が安全性等を確保する措置を実施することを条件として、企業単位で規制の特例を認める制度（企業実証特例制度）や、具体的な事業計画に即して、あらかじめ規制の適用の有無を確認できる制度（グレーゾーン解消制度）を創設（※）。

（※）本年1月に施行された産業競争力強化法に基づくもの。

- これまで、両制度合わせて10件の申請・照会を受理。（2014年3月末時点）

- 今後も、幅広い分野において、両制度の活用が期待される。

グレーゾーン解消制度の活用事例

- ①運動機能の維持など生活習慣病の予防のための運動指導
- ②血液の簡易検査とその結果に基づく健康関連情報の提供
- ③緊急時における自動走行機能を備えた自動車の公道走行

規制の適用
の有無を
確認

運動機能の維持など生活習慣病の予防のための運動指導

フィットネスクラブにおいて、医師の指導・助言を踏まえて、ストレッチの方法を教えること等運動指導を行うことについて、医行為に該当しないことが確認されたことで、新たな民間サービスが実施可能に。



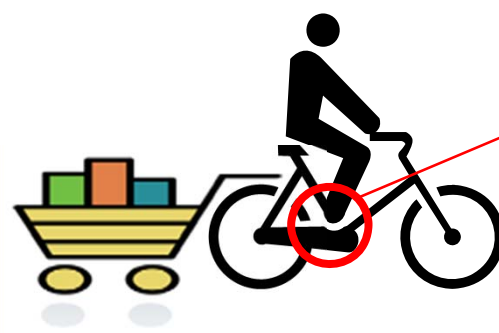
企業実証特例制度の活用事例

- ①半導体製造に用いるガス容器の先進的検査手法の導入
- ②新しいタイプの水素タンクを搭載した燃料電池フォークリフトの実用化
- ③物流に用いるアシスト力の大きいリヤカー付電動アシスト自転車の公道走行

規制の特例措置
を創設する方針
を公表

物流に用いるアシスト力の大きい
リヤカー付電動アシスト自転車の公道走行

宅配等の物流事業で、現行よりもアシスト力の大きいリヤカー付電動アシスト自転車の活用が可能となり、女性や高齢者も働きやすく



電動アシストパワー

現行規制
踏力の2倍まで

特例措置
踏力の3倍まで

▲ 物流用電動アシスト自転車

日本版スチュワードシップ・コードの策定

- 企業の持続的成長を促す観点から機関投資家が受託者責任を果たすための原則として英国等で広がりを見せている「スチュワードシップ・コード」の日本版をいち早く策定。
- 機関投資家が本コードに沿った責任を果たすことは、中長期的な企業価値と投資リターン双方の拡大をもたらし、ひいては、経済全体の成長にも貢献。

日本版スチュワードシップ・コードの概要

- 原則1 基本方針の策定と公表
- 原則2 利益相反の適切な管理
- 原則3 投資先企業の状況の的確な把握
- 原則4 建設的な対話を通じた認識の共有と問題の改善
- 原則5 議決権行使方針の公表と行使結果の公表
- 原則6 顧客・受益者に対する報告
- 原則7 投資先企業に関する深い理解に基づく対話と判断

＜日本版コードの特色＞

- ✓ 「企業の持続的成長」の重要性を強調
- ✓ 機関投資家と企業間の「建設的な対話」を重視
- ✓ 企業にとっても有益な対話となるよう、投資先企業やその事業環境等に関する深い理解を要請
- ✓ コードの受入れを表明した機関投資家のリストを公表
(6月初旬公表予定、3カ月毎に更新)

公的・準公的資金の運用等の見直し

- 合計200兆円以上の資金を保有する、GPIF(年金積立金管理運用独立行政法人)などの公的・準公的資金について、以下の方向で運用等の見直しなどを行う。
- これを受け、昨年12月、職員数や給与水準の弾力化など、GPIFのガバナンス強化に向けた方針を閣議決定。

有識者会議(座長:伊藤隆敏・東京大学大学院教授)による提言(2013年11月20日公表)の概要

① 運用目標・方針

- ・ 適度なインフレ環境へと移行しつつある我が国経済の状況を踏まえれば、国内債券を中心とする現在のポートフォリオの見直しが必要。
- ・ 収益目標を適切に設定するとともに、リスク許容度の在り方についても検討すべき。

② ポートフォリオ(運用対象)

- ・ 新たな運用対象(例えば、REIT・不動産、インフラ、ベンチャー・キャピタル、プライベート・エクイティ、コモディティなど)の追加により運用対象の多様化を図り、分散投資を進めることを検討すべき。
- ・ アクティブ運用比率を高めることを検討すべき。
- ・ リターン向上を目指すため、株式運用のベンチマークについて、例えばROE等も考慮した新たな株式指数等を利用するなど、改善策を検討すべき。

③ リスク管理体制等のガバナンスの見直し

- ・ 資金運用の重要な方針は、常勤の専門家が中心的な役割を果たす合議制で決定する体制が望ましい。
- ・ 運用対象の多様化やリスク管理等の高度化を図るためには、第一線の専門人材が必要。

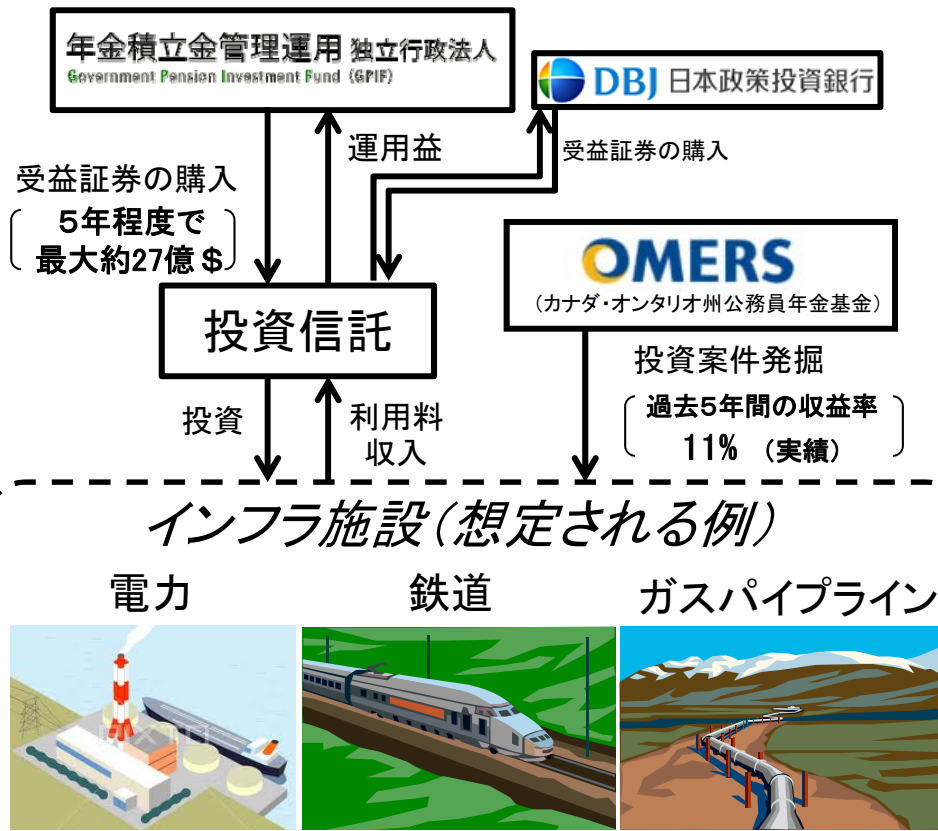
④ エクイティ資産に係るリターン最大化

- ・ 投資先との緊密な対話や適切な議決権行使について、日本版スチュワードシップ・コードに係る検討を踏まえた方針の策定を行う。

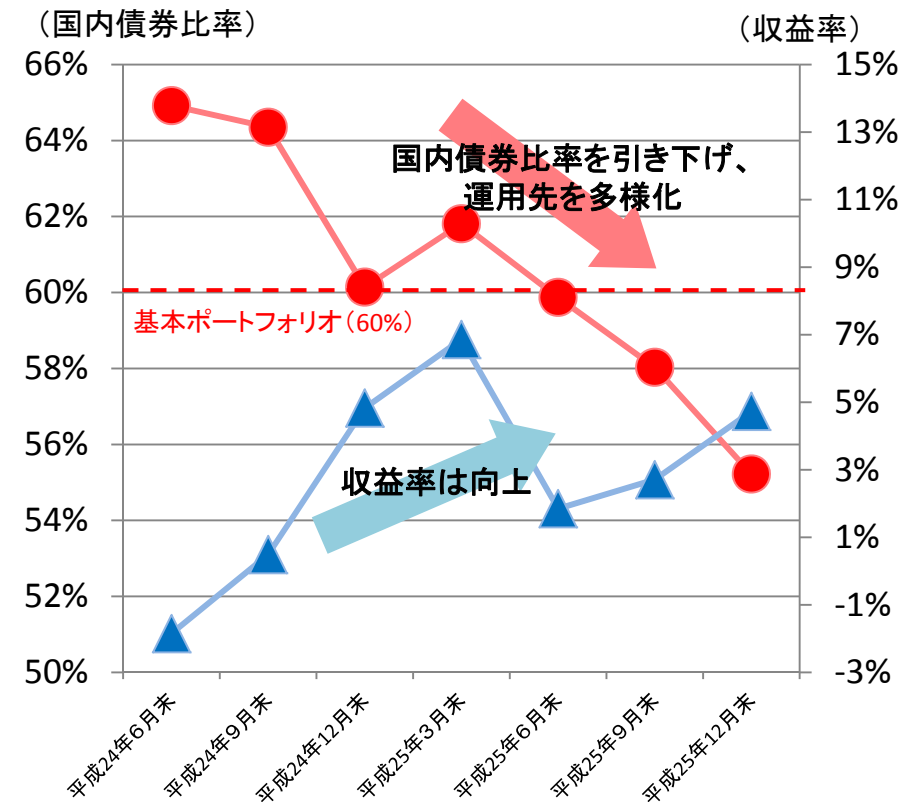
公的年金資金によるインフラ投資

- 約130兆円の公的年金資産を運用する年金積立金管理運用独立行政法人(GPIF)が、株式会社日本政策投資銀行(DBJ)とともに、カナダの年金基金(OMERS)と共同でインフラ投資を開始することを決定。
- 投資規模は、5年程度で最大総額約27億米ドル(約2,800億円)。
- インフラ投資は、長期にわたり安定した利用料収入が得られるとともに、債券や株式との分散投資により、年金財政の安定に寄与する効果が期待できる。

インフラ投資のスキーム



GPIFの運用資産に占める国内債券比率と収益率の推移



(出所) 年金積立金管理運用独立行政法人運用状況資料より内閣官房作成
※収益率は、時点までの四半期の期間率

女性の活躍推進

- 施策を総動員し、2020年に女性の就業率(25歳～44歳)を73%(2012年68%)、指導的地位に占める女性の割合を30%程度に。

①女性の活躍を支える基盤整備(待機児童解消加速化プラン)

* 施設数、利用児童数は認可保育所のもの。

2015年度までに約20万人分、2017年度末までに、潜在的な保育ニーズも含め合計約40万人分の保育の受け皿を新たに確保

(※) 保育所の現状: 施設数: 約2万4千か所、利用児童数: 約222万人、待機児童数: 約2万3千人

支援パッケージ

- ① 賃貸方式や国有地も活用した保育所整備(「ハコ」)
- ② 保育の量拡大を支える保育士確保(「ヒト」)
- ③ 小規模保育事業など新制度の先取り(即効性のある受け皿確保)
- ④ 認可を目指す認可外保育施設への支援
- ⑤ 事業所内保育施設への支援

②女性の活躍促進に向けたインセンティブ

- 女性の活躍促進や仕事と子育ての両立支援に取り組む企業を、助成金や税制により支援
- 企業に対し役員・管理職への女性の登用状況などの情報開示を働きかけ。企業における役員・管理職への女性の登用状況等の情報を公表した「女性の活躍『見える化』サイト」(<http://www.gender.go.jp/policy/mieruka/company/mierukasite.html>) を1月に開設。
- 2013年4月には安倍総理自らが企業トップに対し女性の登用の促進を要請

③政府自らの率先した取組み

- 女性の採用・登用の拡大や仕事と子育ての両立支援について、政府が率先して取り組む(国家公務員のトップクラスの幹部へも複数の女性を登用)

海外からの高度人材の受け入れ

- 2012年に導入された「高度外国人材ポイント制度」を見直し、高度外国人材の受入れ数(2012年5月～2013年4月の実績:約430人)を飛躍的に増加。
- 国立大学改革の一環として、外国人研究者等の採用を拡大。今後3年間で1,500人程度の常勤ポストを国内外の優秀な若手研究者等に提示。

高度人材ポイント制の見直しの方向性

従来の制度

- 外国人材の活動内容を①学術研究活動、②高度専門・技術活動、③経営・管理活動の3つに分類。活動の特性に応じ「学歴」「職歴」「年収」「研究実績」などの項目ごとにポイントを設定して評価。
- ポイントの合計が一定点数に達した場合に、出入国管理上の優遇措置(永住許可までの在留期間の短縮(通常10年→5年)、親・家事使用人の帯同許可 等)を与える。



改革後

- 「年収」基準において考慮される報酬の範囲の拡大(海外の事業所から受け取る報酬も年収として合算を認める)
- 学術研究活動における「研究実績」に係るポイントの引上げ、一定の専門職学位(MBA、MOT)に関するポイントの加算
- 親・家事使用人の帯同が許可されるための年収要件の緩和
- 永住許可までの在留期間を短縮(5年→3年) 等

研究開発力の強化

- 省庁縦割りを廃し、成長戦略に基づく資源配分を実現するため、「総合科学技術会議」の司令塔機能を強化。
- 基礎研究から出口までを見据えたロードマップに基づき重点的に資源配分を実施。
- また、研究者の適切なキャリアパスを保証するための仕組みを整備。

○「戦略的イノベーション創造プログラム」

(SIP: Cross-ministerial **S**trategic **I**nnovation Promotion **P**rogram)

- 府省・分野の枠を超えた横断型プログラム。
- 総合科学技術会議が課題を特定し、予算を重点配分。

○「革新的研究開発推進プログラム」

(ImPACT: **I**mpulsing **P**Aradigm **C**hange through disruptive **T**echnologies)

- 我が国の産業、経済、社会に大きなパラダイム転換をもたらすハイリスク・ハイインパクトな研究開発を推進。

○研究者のキャリア形成に係る環境整備

- 大学、民間企業等の研究者、技術者等(※)が無期労働契約に転換する期間を、5年から10年に延長。
- これにより、若手研究者等が複数の研究機関においてキャリアを積み、5年より長い間において評価されるという国際標準に沿ったキャリアパスが実現可能に(2013年秋の臨時国会で研究開発力強化法成立)。

(※)民間企業の研究者は大学等との共同研究に専ら従事する者が対象。

健康・医療分野をはじめとするICTの利活用

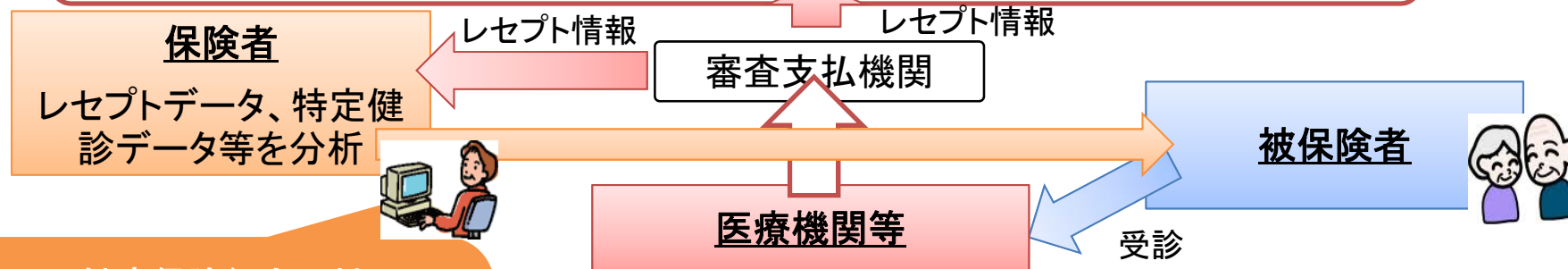
- 医療・介護・予防分野でICT利活用を加速。健康づくりの推進や医療費の適正化を促進。
- 社会保障・税分野において、2016年から番号制度を導入。行政サービスを効率化・迅速化。
- 政府CIOのもと、電子行政サービスを推進。地理空間情報、統計情報などの公共データを民間に利用しやすい形で公開し、新たなビジネス創出を支援。

医療分野の取組例: レセプト情報のICT化、「データヘルス計画」の作成

国の保有するレセプト等データの民間企業による利活用の促進策も検討。

レセプト・特定健診データベース(NDB)

※レセプトデータ: 約69億件(2009年4月～2013年9月) ※年間10億枚以上
※特定健診・保健指導データ: 約9000万件(2008～2011年度実施分)



全ての健康保険組合に対し、レセプト等データの分析、それに基づく加入者の健康保持増進のための事業計画(「データヘルス計画」)の作成・公表、事業実施、評価等の取組を求める。

レセプトデータ電子化の取組例: 呉市(人口約24万人)の取組

- ・重複受診者や頻回受信者を抽出して保健指導を実施
→最大で10万円以上医療費を削減できた患者も
- ・ジェネリック医薬品使用促進通知サービス
→平成20年度は約1億円の医療費削減
- ・人工透析導入前段階の糖尿病性腎症患者に低たんぱく・減塩メニューの料理教室、疾病管理ナースの面接・電話指導の実施

※平成24年度「厚生労働白書」抜粋

PPP／PFIの活用拡大

- 専ら官が担ってきた社会資本整備に、大胆に民間の資金や知恵を導入。効果的・効率的な整備・運営を可能とするとともに、民間企業に大きな市場と国際競争力強化のチャンスをもたらす。
- 特に、「所有」と「運営」の主体を一致させる発想を改め、公共施設について民間事業者による自由な運営を認めるコンセッションを推進。
- 今後10年間で事業規模を12兆円(現状:4.1兆円)とする。

○コンセッション方式の対象拡大

公共施設の民間事業者による経営である公共施設等運営権制度(「コンセッション」)の導入を推進

事業例:

・関西国際空港・大阪国際空港 ・仙台空港 等

◆国管理空港等におけるコンセッション方式の活用



国が運営することによる地元感覚、経営感覚の不足

原則、着陸料等は全国一律で国が設定

滑走路等(国)と空港ビル等(民間)の運営主体が分離
※日本特有の構造



民間資金・経営能力の活用

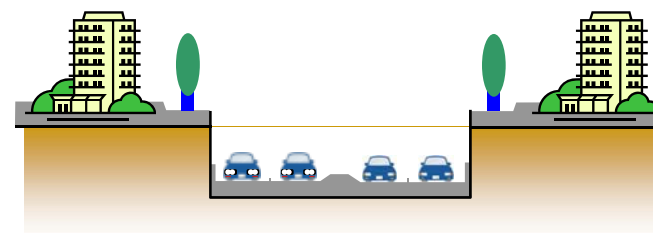
地域特性とニーズに対応した個別空港ごとの経営

滑走路・ビル・駐車場の一体的運営
※世界の標準形態

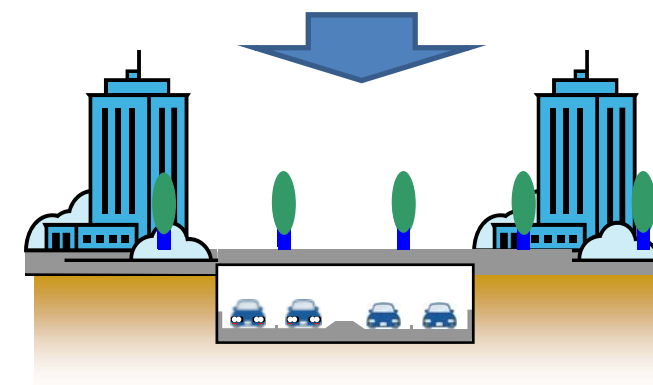
○首都高速老朽化対策への民間資金の導入

上部空間の利用により、首都高速道路の老朽化対策を民間都市開発と一体的に行うなど、PPP事業の活用を推進(築地川区間等をモデルケースに実施)。

上部空間利用のイメージ



※高速道路機構が土地の所有権を有している掘割区間



※現況の首都高速都心環状線の土地利用状況から想定されるケース

電力システム改革の断行

- 60年ぶりの抜本改革を断行。3段階で改革を行い、遅くとも2020年をめどに改革を完了。
- 他業種・他地域からの電力産業への参入を促し、需要家の選択肢や事業者の事業機会を拡大するとともに、電力料金の抑制、電力の安定供給を実現。

第1段階 広域系統運用の拡大「2015年（2年後）目途に実施」

電力需給のひっ迫等に対応するため、地域を越えて電気を融通しやすく。

[2013年秋の臨時国会で法案が成立]



第2段階 小売参入の全面自由化「2016年（3年後）目途に実施」

家庭でも電力会社や料金メニューを自由に選べるように。

[2014年通常国会に法案を提出]



第3段階 送配電部門の法的分離、小売料金規制の撤廃

[2018—2020年（5—7年後）目途に実施]

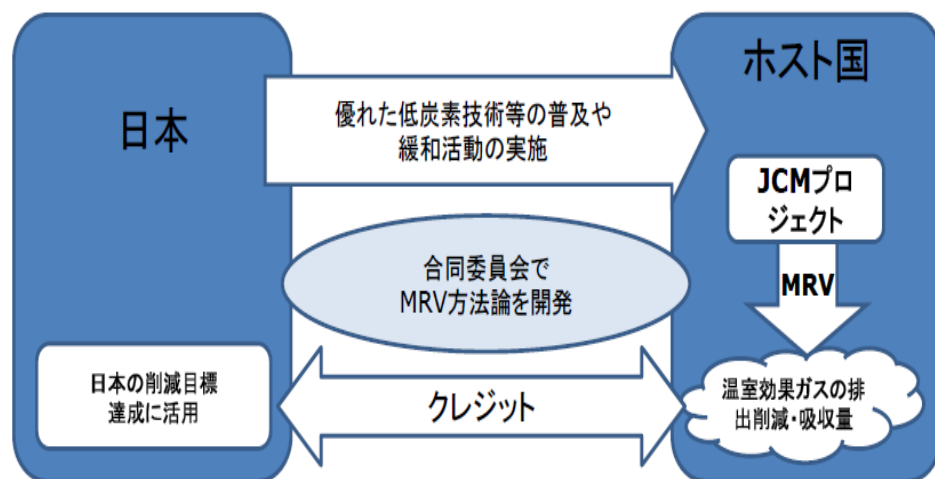
送配電網を誰もが公平に利用できるよう、電力会社の送配電部門を別会社化して、その中立性・独立性を高める。また、電気の小売料金を全面自由化し、競争力のある電気料金に。

[2015年通常国会への法案提出を目指す]

高効率火力発電の活用

- 世界に十分な電力を供給し地球温暖化対策に貢献する鍵は、石炭火力の高効率化。2010年では、石炭火力は世界の発電電力量の40%以上を占める。
- 日本の石炭火力発電関連技術は世界でも最高水準であり、少ない石炭投入量で発電電力量の確保が可能。世界へもこの技術を積極的に展開。COP19で明らかにした温室効果ガス削減目標（2005年度比で3.8%削減）においても他国への技術普及による二国間オフセット・クレジットを勘案。
- 環境アセスメントの明確化・迅速化を図り、民間企業が高効率な火力発電に円滑に投資できる環境を整備（例：火力発電のリプレイスの場合は、通常3年かかる手続期間を最短1年強に短縮）

二国間クレジット制度(JCM)の活用



高効率な石炭火力発電所の導入により、世界全体の二酸化炭素削減、温暖化対策に貢献

例)：

アメリカ、中国、インドの石炭火力発電所に日本の最新石炭火力の効率を適用すると……

日本一国分に相当する二酸化炭素の削減（年間約▲13億トン）を可能に

【内訳】アメリカ 19.5億トン→15.6億トン(▲3.9億トン)
中国 22.7億トン→14.9億トン(▲7.8億トン)
インド 5.7億トン→ 3.9億トン(▲1.8億トン)

一般用医薬品のインターネット販売規制の見直し

- 限られた「例外」(※)を除き、全ての一般用医薬品についてインターネット販売を可能とする薬事法改正が、2013年秋の臨時国会において成立。
- 消費者にとって購入方法の選択肢が増え、利便性が向上。インターネットを経済社会の新たなインフラとして定着させることにより、新たな産業の創出やイノベーションを促進。

(※)「例外」は①スイッチ直後品目23品目及び②劇薬5品目だが、①については、今後原則3年以内に安全性を確認した上でインターネット販売が可能となり、例外ではなくなる。②については、対面販売を義務付ける5品目中4品目は性機能障害改善薬、他の1品目は殺菌消毒薬。

	第一類医薬品	第二類医薬品	第三類医薬品
	特にリスクが高い 《約100品目》 (例) 胃腸薬 解熱鎮痛薬 等	リスクが比較的高い 《約8,290品目》 (例) 解熱鎮痛薬 かぜ薬 等	リスクが比較的低い 《約2,950品目》 (例) ビタミン剤 整腸薬 等
改革前	インターネット販売不可		インターネット販売可
改革後	インターネット販売可		

約1.1万品目中
5品目 (0.04%)

再生医療実用化の促進

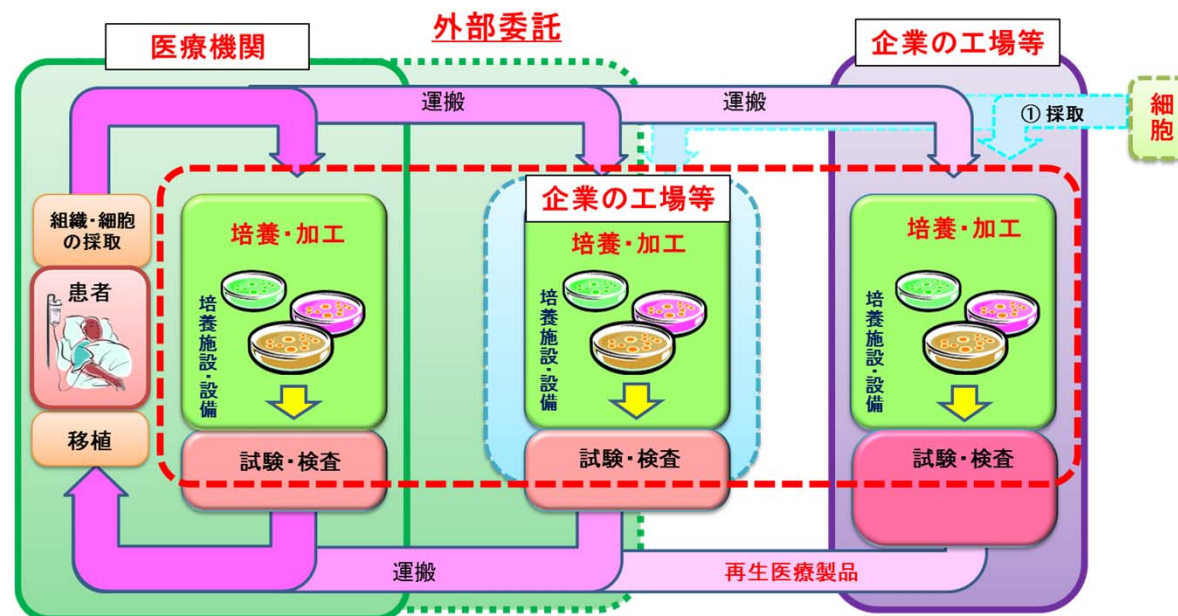
○ 2013年秋の臨時国会において再生医療等安全性確保法等が成立し、各種の再生医療等技術が、迅速かつ安全に実用化されるための仕組が整備された。

(取組例)「再生医療の実現化ハイウェイ」採択課題例(1～3年目までに臨床研究到達を目指すもの)

- ・iPS細胞由来網膜色素上皮細胞移植による加齢黄斑変性治療の開発
- ・滑膜幹細胞による膝半月板再生
- ・培養ヒト骨髄細胞を用いた低侵襲肝臓再生療法の開発
- ・培養ヒト角膜内皮細胞移植による角膜内皮再生医療の実現化

再生医療の特性を踏まえた規制の検討

医療機関から外部機関へ培養加工委託を可能に。また、一定数の症例によって有効性が推定され、安全性が確認できれば、条件及び期限付きで市販を可能とする早期承認制度を実現へ。



(参考):各国における再生医療製品の上市製品数(及び試験中の製品数)

※()内が試験中の製品数

日本: 2品目 (4品目)
韓国: 14品目 (31品目)
欧州: 20品目 (42品目)
米国: 9品目 (88品目)

米の生産調整の見直し

- 40年以上続いた米の生産調整を見直し、生産数量目標の配分を5年後に廃止。
- 併せて麦・大豆・飼料用米等の「戦略作物」の振興、保水機能などの水田の多面的機能に着目した日本型直接支払を創設。
- 政策を総動員し、農業の競争力強化、農業・農村全体の所得倍増を目指す。

米の生産調整の見直し

行政が各生産者毎に生産目標数量を示し、達成者への助成も行うことでこれを実現。



生産者等が自らの判断で生産を行うよう、生産数量目標の配分を5年後に廃止。

「戦略作物」の振興

生産調整に伴い、主食用の米からの転作を奨励。

(麦・大豆・飼料用米等、戦略作物の本作化を推進)



マーケットインの考え方に基づき、麦・大豆・飼料用米などの作物について、生産性の向上や高付加価値化を後押し。
また、活用されていない水田の積極活用を図る。

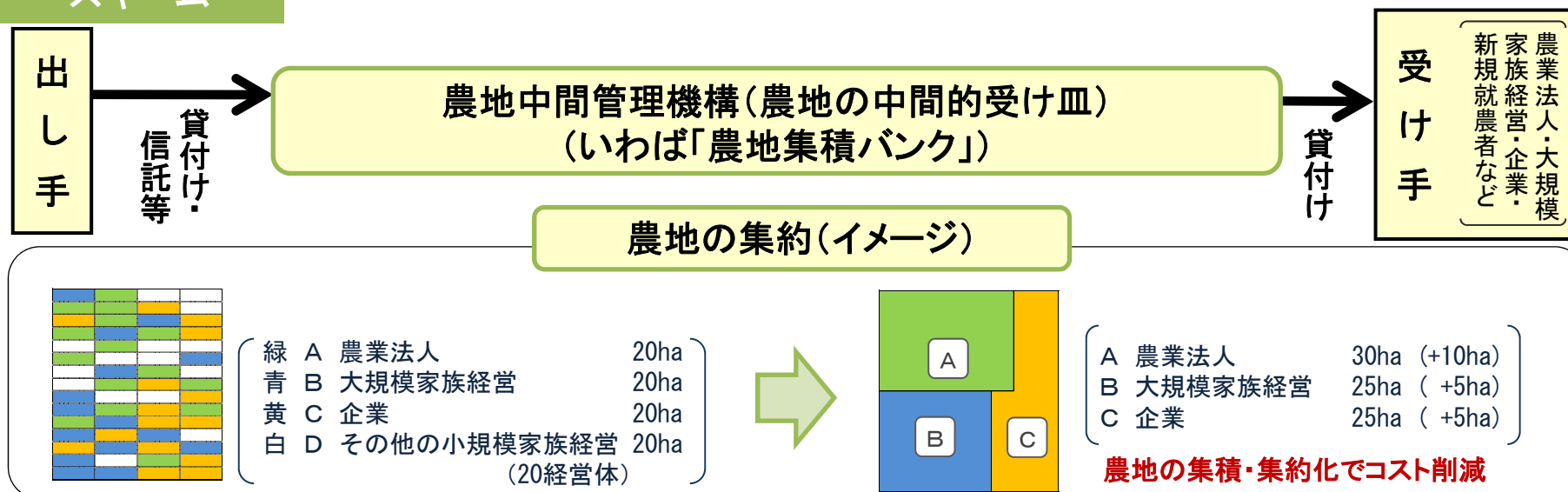
農地集積・集約・大規模化

- 法人経営、大規模家族経営、集落営農、企業などの新たな農業の担い手への農地集積と集約化を進め、今後10年間で法人による経営体数を、2010年に比べ約4倍の5万法人とする。
- 農業構造の改革と生産コストの削減を推進するため、分散した農地を集積する機能を担う「農地中間管理機構」を各都道府県に整備。そのための法的枠組みが2013年秋の臨時国会において成立。

目 標

- 今後10年間で、担い手の農地利用が全農地の8割を占める農業構造を実現（農地の集積・集約化でコスト削減）

スキーム

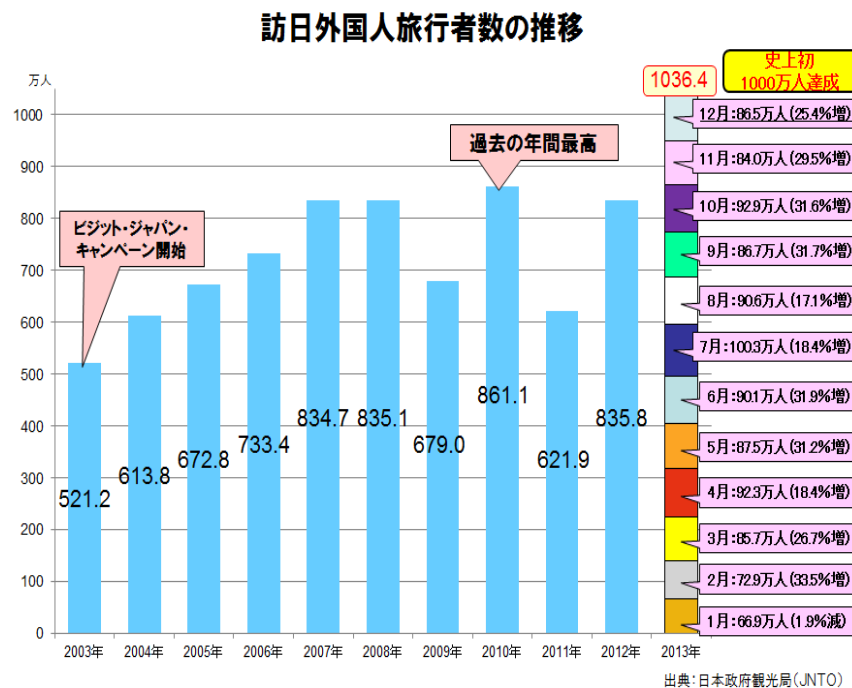


- 2009年にリース方式で一般企業の農業参入を全面自由化して以降、約3年間で1,071法人がリース方式で参入（それ以前の約5倍のペース）。

外国人旅行者の誘致

- ASEAN諸国を中心としてビザの緩和により外国人旅行者を誘致。また、海外の富裕層を念頭に、一定の要件を満たす外国人の長期滞在を可能とする制度について、本年夏までに成案を得る。
- これらにより、2013年に訪日外国人旅行者数1000万人を初めて達成。今後は、2020年に向けて、2000万人の高みを目指す。

訪日外国人旅行者数の推移



最近のビザ緩和措置

開始日	国名	以前の措置	緩和措置(滞在期間)
2013年 7月1日	タイ	数次ビザ(90日)	ビザ免除(15日)
	マレーシア	数次ビザ(90日)	ビザ免除再開(90日)
	ベトナム	一次ビザ(90日)	数次ビザ(15日)
	フィリピン	一次ビザ(90日)	数次ビザ(15日)
	インドネシア	数次ビザ(15日)	数次ビザ(30日)
10月15日	アラブ首長国連邦	一次ビザ(90日)	数次ビザ(90日)
11月18日	カンボジア	一次ビザ(90日)	数次ビザ(15日)
	ラオス	一次ビザ(90日)	数次ビザ(15日)
11月25日	パプアニューギニア	一次ビザ(90日)	数次ビザ(15日)
2014年 1月15日	ミャンマー	一次ビザ(90日)	数次ビザ(15日)

外国人旅行者への消費税の免税

外国人旅行者への消費税免税の対象品目を、2014年10月から飲食料品や化粧品等の消耗品へ拡大するとともに免税手続を簡素化する。

現行の対象物品

- ・家電
- ・バッグ
- ・衣料品 等



新たに対象となる物品



- ・食料品・飲料品
- ・医薬品・化粧品等の消耗品

5. アベノミクスを目指すもの

今後に向けて

「課題先進国」から「課題解決先進国」へ

➤ リチャードハースによれば、今日の米国は以下のような多くの困難に直面している。

- ・財政赤字と政府債務
- ・教育
- ・エネルギー
- ・インフラ
- ・移民
- ・経済成長
- ・政治

—“Foreign Policy Begins at Home” (Basic Books 2013)

➤ 日本を含む多くの先進国が同様の課題に直面している。特に、人口、政府債務、移民、経済成長に関する課題に直面している。

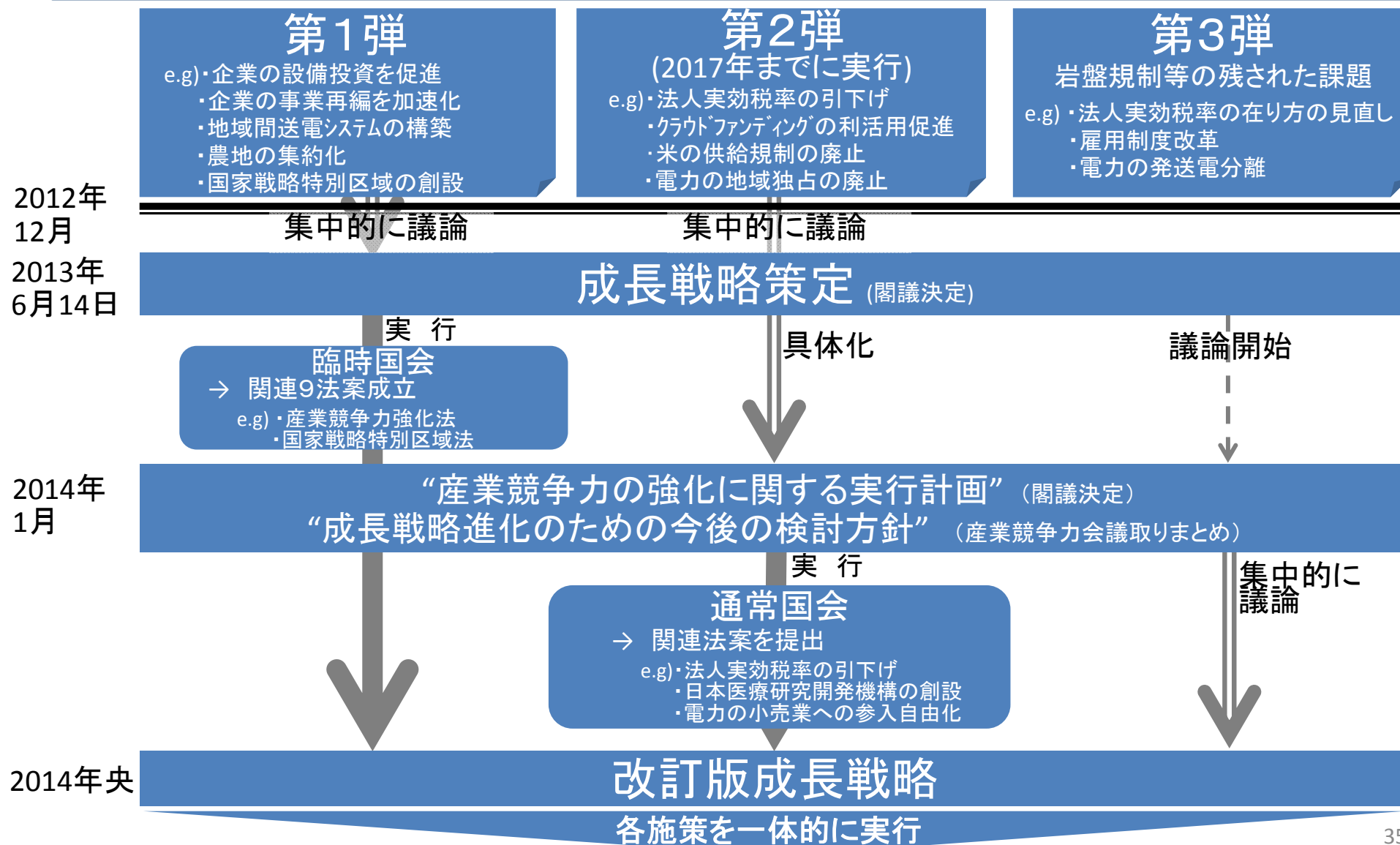
➤ 急速な人口の高齢化を抱える日本は、これらの課題の多くに対して手を打たねばならない最初の先進国となるだろう。幸運なことに、先の選挙以来の政治的な(ねじれの)解消と国民の支持のおかげで、我が国は重要な一步を踏み出すことができている。

➤ アベノミクスの3本の矢戦略を遂行し、的を射ることを確実にすることによって、安倍政権は日本が直面する課題を克服すべき課題に対して備えることに成功するだろう。

➤ その過程において我が国は近い将来同様の課題に直面する先進国に範を示し、モデルとなることを望む。

成長戦略のロードマップ

- 2013年6月に策定した「日本再興戦略」に基づき、直ちに着手できる政策については同年秋の臨時国会（第1弾）や今通常国会（第2弾）に法案を提出する等、前例のないスピードで迅速に政策を実行してきた。
- 岩盤規制を含む残された課題に対応するため、2014年1月、“成長戦略進化のための今後の検討方針”を取りまとめた。今後、この検討方針に沿って更に議論を深め、年央に改訂する成長戦略にその結果を反映。（第3弾）



6. アベノミクスについての よくある質問

アベノミクスについてのよくある質問

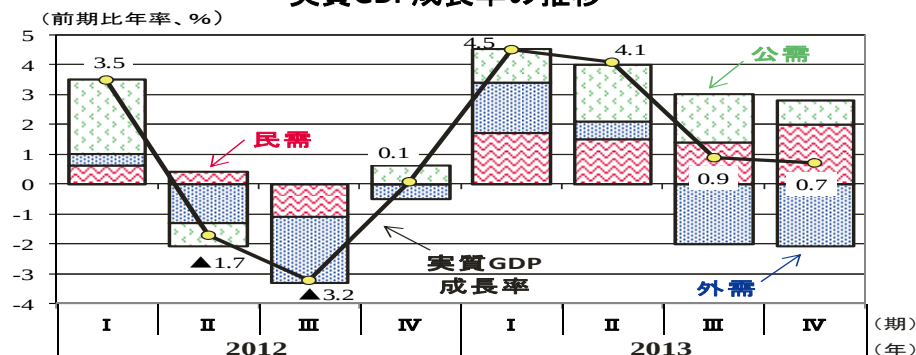
Q1. 2013年第4四半期(10-12月)のGDP成長率(2次速報値)は年率換算で0.7%程度となっており、成長が鈍化しているのではないのでしょうか？

A. アベノミクスの1年間の成果は着実に表れています。

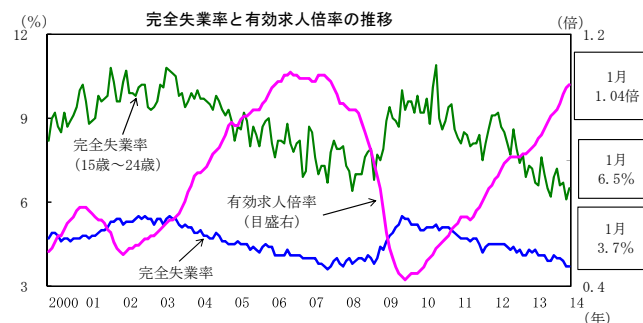
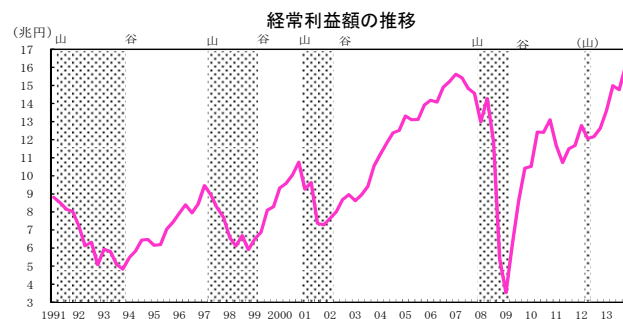
○2013年第4四半期のGDP成長率(2次速報値)は、年率換算で実質0.7%、名目1.2%と、1次速報値(年率換算で実質1.0%、名目1.6%)から小幅下方改訂となりましたが、5四半期連続のプラスとなりました。

○寄与度の内訳をみると、個人消費や民間設備投資などの民需が、公需以上に大きくプラスに寄与しています。輸入が大きく増加したことから外需がマイナスに寄与したものの、内需だけとれば年率換算で実質2.8%、名目4.2%の成長であり、民需を中心に景気は着実に上向いていると考えています。

実質GDP成長率の推移



○また、企業収益や雇用に関する指標も改善しています。



○今後も、4月からの消費税率引上げ後の景気の落ち込みに対処するための補正予算の執行や、「第3の矢」の実行の強化により、成長をさらに確かなものにしていきます。

Q2. いわゆる「岩盤規制」の改革が進んでいないのではないのでしょうか？

A. 既に、多くの改革について方針を決定し、これを実現するための法案を提出しています。

○昨年6月の「日本再興戦略」の策定以降、これまでに、

- ・40年以上続いた米の生産調整の見直しや、分散された農地を集積するための「農地中間管理機構」の設立
 - ・電気の小売業への参入の全面自由化などの電力市場改革
 - ・一般用医薬品のインターネット販売の原則解禁
 - ・待機児童解消の加速化など、女性の活躍推進のための方策
- など、数多くの改革について方針を決定してきました。

○これらの改革を実施するため、昨秋の臨時国会において、既に9本の成長戦略関連法案を成立させたほか、今国会においても、多数の法案が提出され、現在、国会で審議が行われているところです。

(参考) 今国会に提出されている成長戦略関連法案の例

- ・電気の小売業への参入を全面自由化するための電気事業法改正法案
- ・医療分野の研究開発を戦略的に管理する新たな法人を設立するための法案
- ・育児休業給付の拡充や社会人の学び直し支援のための雇用保険法の改正案(成立済み)
- ・先端設備への投資や企業によるベンチャー投資を促進するための税制を創設する税制改正法案(成立済み)

○さらに、1月に、年央の成長戦略の改訂に向け、医療、雇用、農業といった分野における更なる規制・制度改革について検討方針を示し、安倍総理から関係閣僚に対し、実現に向け検討するよう指示しました。

(参考) 総理から検討の指示があった改革項目の例

- ・長時間労働の抑制、休日・休暇の取得、弾力的な労働時間制度の構築が一体となった労働時間改革
- ・保険外併用療養の大幅拡大

○また、規制改革の突破口として、安倍総理が公言する、「岩盤規制」を打ち砕く「ドリル」の刃となる国家戦略特区も、3月には区域が指定され、今後、さらなる規制措置が検討される予定です。全国規模の規制改革と併せ、今後、さらに大胆な規制改革に取り組んでいきます。

Q3. 法人課税の改革はどのように行っていくのでしょうか？

A. 今後、政府税制調査会において、法人実効税率のあり方、課税ベースのあり方などについて検討を行っていきます。

○法人課税については、平成26年度税制改正において、生産性の向上につながる設備投資を促進するための税制の創設など、企業活動を後押しするために様々な対応を行うとともに、今年の4月から国・地方を合わせた法人税率を2.4%下げることとしており、このための法案が、国会の審議を経て、可決・施行されました。

○また、今年は、更なる国・地方を通じた法人課税改革に着手することとしています。政府税制調査会では、大田弘子・元経済財政担当大臣を座長とするディスカッショングループを設置したところであり(※)、グローバルな経済の中での競争力等も考えながら、今後、専門的な観点から、法人実効税率のあり方、課税ベースのあり方、政策効果の検証、他の税目との関係などについて検討を行っていきます。

(※) 3月12日に開催された第1回会合において、大田座長は、「法人税率の引き下げが必要である」と明言しています。

Q4. GPIFの改革はどのように進めていくのでしょうか？

A. 有識者会議の提言を踏まえた改革に着手しています。

○GPIFをはじめとする公的・準公的資金の改革については、運用やガバナンスの見直しなどに関する提言を、昨年、有識者会議で示しました。

○これを受け、昨年12月には早速、職員数や給与水準の弾力化など、GPIFのガバナンス強化に向けた方針が閣議決定されたほか、1月に決定した「産業競争力の強化に関する実行計画」では、有識者会議の提言を踏まえ、各資金を所管する省庁において、必要な施策を迅速かつ着実に実施するための所要の対応を行うことを明記しています。

○厚生労働省の審議会においても、積立金の運用の在り方について、「国内債券中心を示す必要はない」「新たな運用対象についても、被保険者の利益に資することを前提に幅広く検討すべき」といった見解が示されており、有識者会議の提言を踏まえた検討が行われました。

○GPIFにおいては、年金制度において現在行っている財政検証を踏まえて、基本ポートフォリオを見直すこととしています。また、株式会社日本政策投資銀行(DBJ)とともに、カナダの年金基金(OMERS)と共同でインフラ投資を開始することを決定するなど、有識者会議の提言を踏まえた対応を進めているところです。

7.参考:
「実行計画」及び「今後の検討方針」
(2014年1月策定)の概要

「実行計画」及び「今後の検討方針」(2014年1月策定)の概要

産業競争力の強化に関する実行計画(2014年1月24日)

- 産業競争力強化法に基づき、成長戦略関連の重点施策の実行を加速化・深化するための実行計画を策定。今後3年間に実施する規制・制度改革等の実施期限と責任者を明示。
- 生産性の高い設備投資を促進する税制改正、医療分野の研究開発を戦略的に管理する日本医療研究開発機構の設立、電力システムの大胆な規制緩和等の取組を明記。

成長戦略進化のための今後の検討方針(2014年1月20日)

- 昨年6月に策定した成長戦略を進化させ、日本経済を持続的な成長軌道にのせる必要があることから、それ以降も成長戦略のブラッシュアップのための検討を継続し、その結果を今後の検討方針として取りまとめ。
- 今後、この検討方針に沿って更に議論を深め、年央に改訂する成長戦略に反映。

(注1) 次表は、「産業競争力強化法」に基づく「産業競争力の強化に関する実行計画」及び産業競争力会議分科会中間整理等の議論を踏まえた「成長戦略進化のための今後の検討方針」にて決定された政策のうち、主なものを記載。

(注2) 次表を含めた成長戦略全体の詳細な内容については、下記HPを参照のこと。
<http://japan.kantei.go.jp/letters/message/abenomics/1.html> (首相官邸HP)

既に実行が決定済の政策(実行計画)
(2017年までに実行)

更に年央までに検討すべき政策(検討方針)

1. 企業の競争力強化

- ・法人税制、事業規制を改革し、企業の競争環境を改善
- ・ベンチャー促進等によるイノベーションの創出
- ・コーポレートガバナンスの強化による競争力の向上

- 法人実効税率の引下げ
(復興財源捻出のかさ上げを廃止。今春法案提出)
- 企業の事業再編を促進する税制の導入
(今春法案提出)
- ベンチャー投資を促進する税制の導入
(今春法案提出)
- グレーゾーン解消、企業実証特例の導入
(昨秋に法案成立済)
- 社外取締役導入を促しコーポレートガバナンスを強化(昨秋に法案提出済)

- 法人実効税率の在り方の見直し
- イノベーション創出のための政策の具体化
 - ・ 研究開発環境の改善(本年6月までに結論)
 - ・ ベンチャーと大企業との連携促進等
- ITの利活用を促進

2. 金融

- ・日本の金融資産の有効活用等による金融市場活性化
- ・実体経済と金融部門が相互に付加価値を生む好循環の実現

- GPIF等の公的・準公的資金の運用・リスク管理を改善(昨秋に方向性を整理済)
- 日本版スチュワードシップコードの策定
(今春に策定)
- クラウドファンディング等の利用促進
(今春に法案提出)

- 家計資産が成長マネーに向かう循環を確立
- 国際金融センターとしての地位確立を目指した政策の更なる具体化
- 対内直接投資の促進体制強化

既に実行が決定済の政策(実行計画)
(2017年までに実行)

更に年央までに検討すべき政策(検討方針)

3. 特区

- ・企業が世界一ビジネスしやすい環境を整備
- ・規制緩和を大胆に実施

- 昨秋に法案成立済。今春、具体的な区域を指定し、規制緩和項目を認定
- 具体的な規制緩和の例
 - ・ 外国人医師による診察の拡大
 - ・ 建物の容積率規制の緩和
 - ・ 雇用ルールに関するガイドライン作成 など

- 選定された区域のニーズを踏まえた規制改革の深掘り

4. 労働

- ・女性・若者等が働きやすい社会を実現
- ・雇用形態の選択肢を拡大

- 失業なき労働移動の実現のための雇用制度改革(今春法案提出)
- 高度な専門知識を有する者を対象に、長期の有期雇用契約制度を導入(今春法案提出)
- 約40万人分の保育の受け皿を新たに確保し、女性が働きやすい環境を整備(2017年度末までに達成)

- 雇用ルールの透明性向上、ジョブ型の雇用契約制度を導入(本年6月に結論)
- 業務特性を踏まえた労働時間規制の緩和
- 育児休業の取得が企業の負担にならない制度の導入
- 女性の社会進出促進のため、小学校入学以後の保育環境を拡充

	既に実行が決定済の政策(実行計画) (2017年までに実行)	更に年央までに検討すべき政策(検討方針)
5. 農業 ・政府の市場介入を漸減し、農業の競争力を強化	➤ 農地の大規模・集約化を図るための農地バンクを全都道府県に整備 (昨秋に法案成立済) ➤ 米の供給規制を今後5年以内に完全廃止 (昨秋に決定済)	➤ 企業等の多様な担い手の新規参入を促進するための規制緩和 ➤ 農業経営の多角化・高付加価値化(食品加工、販売・流通への業務展開)の推進 ➤ 農林水産物や食品の輸出拡大を図るための環境整備
6. 医療 ・健康寿命の延伸 ・医療・介護分野を成長産業にする	➤ 医療分野の研究開発を戦略的に管理するために日本医療研究開発機構を設立 (今春法案提出) ➤ 医療用医薬品から処方箋の要らない一般用医薬品への移行を加速 ➤ 外国医師が日本で実施できる業務を拡充 (今春法案提出)	➤ 医療と介護等のサービスの一体的な提供を可能にする法人制度改革を断行 (今年中に結論) ➤ 混合診療を大幅に拡大し、先進医療の導入を促進 ➤ 公的保険外のヘルスケア産業の活性化
7. 電力 ・事業参入規制の緩和 ・電力料金の抑制 ・電力の安定供給を実現	➤ 電力の地域独占を廃止 (昨秋に法案成立済。2015年に実施) ➤ 電気の小売業への参入を全面自由化 (今春法案提出。2016年に実施)	➤ 電力の送電と配電の分離・独立 (来春法案提出) ➤ 電気の小売価格の全面自由化 (来春法案提出)